

熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱

制定	平成16年5月1日	経済振興局長決裁
改正	平成19年4月10日	経済振興局長決裁
	平成21年4月1日	経済振興局長決裁
	平成21年7月1日	産業政策課長決裁
	平成25年3月13日	農水商工局長決裁
	平成25年8月26日	商工振興課長決裁
	平成26年3月27日	農水商工局長決裁
	平成28年4月1日	産業振興課長決裁
	平成30年3月27日	経済観光局長決裁
	平成31年3月26日	産業振興課長決裁
	令和2年3月31日	産業振興課長決裁
	令和2年10月7日	市長決裁
	令和3年4月12日	産業振興課長決裁
	令和4年4月25日	経済観光局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、成長が期待される産業分野（情報・通信、医療・福祉、環境、バイオテクノロジー及び新製造技術）において、中小企業者等が実施する新製品・新技術等の研究開発事業に対し、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、独自の優れた製品・技術をもつ企業の育成を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小製造業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、日本標準産業分類(平成25年10月改定)における大分類E製造業又は大分類G情報通信業の中分類39情報サービス業を営む者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者のうち、日本標準産業分類(平成25年10月改定)における大分類E製造業又は大分類G情報通信業の中分類39情報サービス産業を営む者をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱において、助成の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）とは、熊本市内に主たる事業所を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、団体の場合は、構成員の2分の1以上が熊本市内に主たる事業所を有する中小製造業者又は小規模企業者をもって組織されたものをいう。

- (1) 中小製造業者又は小規模企業者
- (2) 中小製造業者又は小規模企業者を主体とした事業協同組合又は協業組合
- (3) 中小製造業者又は小規模企業者を主体とした任意団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成対象者としなない。

- (1) 当助成金の交付を受けようとする年度の前年度に助成金の交付を受けたもの
- (2) 市税を完納していないもの

(助成事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、前条に規定するものが実施する次に掲げる事業であって、原則として国、他の地方公共団体等の補助金を同時に受けていないものとする。

- (1) 前条第1項に規定するものうち、中小製造業者、中小製造業者を主体とした事業協同組合若しくは協業組合又は中小製造業者を主体とした任意団体が実施する新製品・新技術の研究開発事業（以下「新製品・新技術枠」という。）
- (2) 前条第1項に規定するものうち、小規模企業者、小規模企業者を主体とした事業協同組合若しくは協業組合又は小規模企業者を主体とした任意団体が実施する新製品・新技術の研究開発事業（以下「小規模企業重点枠」という。）

(助成額及び助成対象経費等)

第5条 助成額については、別表に定めるところにより算定した額を基礎として、予算の範囲内で定めるものとする。

2 前項の助成額の基礎となる助成対象経費等は、別表に定めるものとする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間については、第12条に規定する交付決定（以下「交付決定」という。）のあった日からその日の属する年度の2月末日までとする。

（専門家の派遣）

第7条 市長は、小規模企業重点枠の交付決定を受けた者に対して、助成対象期間からその翌年度末までの間、中小企業診断士等の専門家を予算の範囲内で派遣するものとする。

（助成金交付の条件）

第8条 助成金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業完了後は、原則として5年間は熊本市内に事業所において活動すること。
- (2) 助成事業を実施した成果の事業化について、その実現に努めること。
- (3) 助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業完了後5年間保存すること。
- (4) 助成事業実施者は、市長が助成事業の運営及び経理等の状況について検査又は報告を求めた場合は、これに応じること。

（事業計画書の提出）

第9条 助成金の交付を受けようとするものは、新製品・新技術研究開発事業計画書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（審査及び助成事業の採択）

第10条 市長は、前条に規定する計画書を受理したときは、その内容を別に定める審査会にて審査し、助成事業として採択した場合は、必要な条件を付して、助成金の交付を受けようとするものに通知するものとする。

2 前項に定める審査は、次の基準により行うものとする。

- (1) 事業内容が研究開発事業であり、新規性・独自性が認められるものであること。
- (2) 技術力・資金計画等に妥当性があり、事業化の可能性が期待できるものであること。
- (3) 市場性に優れ本市経済の活性化に資するものであること。

（助成金の交付申請）

第11条 前条の規定による採択を受けたものは、新製品・新技術研究開発事業助成金交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（助成金の交付決定）

第12条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、新製品・新技術研究開発事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により助成金の交付申請を行ったものに通知するものとする。

（計画の変更）

第13条 前述の規定による通知書を受けたものが、その事業内容について変更したときは、遅滞なく新製品・新技術研究開発事業助成金計画変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（助成金の交付取消・変更）

第14条 市長は、前条に規定する計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要と認められるときは、交付決定を取消し又は変更することができる。

2 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、新製品・新技術研究開発事業助成金交付取消（変更）決定通知書（様式第5号）により計画変更申請を行ったものに通知するものとする。

（実績報告）

第15条 交付決定を受けたものは、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、新製品・新技術研究開発事業完了実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（助成金の交付確定）

第16条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び実地調査を行い、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、新製品・新技術研究開発事業助成金交付確定通知書（様式第7号）により助成金の交付決定を受けたものに通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第17条 前条に規定する通知書を受けたものは、速やかに請求書を市長に提出しなければならないこととする。

2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

3 助成事業の性質上その事業の完了前に交付することが適当と認めるときは、分割して概算額を交付することができる。

- 4 前項の概算交付を受けようとするものは、新製品・新技術研究開発事業助成金概算交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならないこととする。
- 5 市長は、第3項の概算額の交付決定をしたときは、新製品・新技術研究開発事業助成金概算交付通知書（様式第9号）により、概算額の交付を受けようとするものに通知するものとする。

（財産管理及び処分の制限）

- 第18条 交付決定を受けたものは、助成事業により取得した機械装置等の財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならないこととする。
- 2 取得財産等のうち、その取得した価格が50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならないこととする。ただし、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならないこととする。
 - 3 市長は、前項で承認した当該取得財産等の処分により、交付決定を受けたものに収入が生じた場合は、その全部又は一部を市に納付させることができる。
 - 4 前3項の規定は、助成事業完了後、5年間適用する。

（工業所有権に関する届出）

- 第19条 交付決定を受けたものは、助成事業の実施により、発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権を助成事業年度又は助成事業完了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合は、その旨を市長に届け出なければならないこととする。

（決定の取消し）

- 第20条 市長は、交付決定を受けたものが助成事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
 - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (4) 助成金を使用する以前に助成金を受けた団体等が解散したとき。

（助成金の返還）

- 第21条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。
- 2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

（違約加算金）

- 第22条 交付決定を受けたものは、第20条の規定による取消しを受け、助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。
- 2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす。
 - 3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、交付決定を受けたものの納付した金額が返還を請求された助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された助成金の額に充てられたものとする。

（他の助成金等の一時停止等）

- 第23条 市長は、交付決定を受けたものが助成金の返還を請求され、当該助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（その他）

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）及び市長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月10日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第2条第2項第1号の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月7日から施行する。ただし、改正後の第6条第1項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

2 この要綱の施行日において、改正後の第3条第2項第1号に該当するものは、同日から令和5年2月28日までの間は、同号に該当しないものとして助成対象者とすることができる。ただし、同条第1項に該当しないもの及び同条第2項第2号に該当するものを除く。

別表（第5条関係）

1 助成率及び限度額

区分	助成率	限度額
新製品・新技術枠	2分の1	200万円
小規模企業重点枠	2分の1	100万円

2 助成額

- ① 助成額は、一助成対象者において、助成対象経費の総額に、上記1の助成率を乗じた額で上記1の限度額の範囲内であって、要綱第10条による審査結果を考慮して決定する。
- ② 前号の規定により算出される額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

3 助成対象経費

経費区分	内 容
謝 金	専門家謝金
旅 費	専門家旅費、職員旅費
研究開発事業費	原材料及び副資材の購入に要する経費 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守、修繕に要する経費 機械装置・工具器具の購入、研究に必要な（汎用性のない）備品の購入 試作費、設計費、実験費、加工費（外注も含む）
委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費（助成対象経費総額の1/3を超えない額であり、自社内で行うことが困難又は時間的制約等から不適当なもの）
直接人件費	研究開発に直接関与する者の直接作業時間に係る人件費（助成対象経費総額の1/3を超えない額、情報サービス産業においては助成対象経費総額の2/3を超えない額）
その他の経費	上記に掲げるものの他、市長が特に必要と認める経費

備考 委託費と直接人件費の合計額は、助成対象経費総額の1/2を超えないものとする。ただし、情報サービス産業においてはこの限りではない。

様式第1号 (第9条関係)

新製品・新技術研究開発事業計画書
(新製品・新技術枠 小規模企業重点枠)

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

印

熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱第9条の規定により下記のとおり事業計画書を提出します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容 別紙事業計画書のとおり
- 3 助成対象経費 円
- 4 交付を受けようとする助成金の額 円
- 5 添付資料
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

新製品・新技術研究開発事業計画書

(注) この計画書がそのまま審査資料となりますので、具体的に分かるように簡潔・明快に記入してください。

助成事業の名称 (製品名)	
キャッチフレーズ (従来製品との違い等を簡潔に)	

I 申請者の概要

企業名 (団体名)		所在地	〒
代表者 役職・氏名		TEL	
		FAX	
担当者 役職・氏名		URL	
		E-mail	
設立年月日		業種	
従業員数	人	資本金	万円
取扱商品 業務内容			
過去、公的支援を受けた事例(補助金・計画認定等)			

* 団体等の場合は、その構成する企業等の概要一覧を添付してください。

II 事業計画

1 申請事業の具体的内容（研究開発の内容、製品の技術的原理など）

--

2 申請事業の概要

(1) 新規性・独自性

--

(2) 技術力（既存の従来技術、製品に対する優位性）

--

3 申請事業の実現可能性

(1) 現状分析（市場の状況、規模、将来予測等）

(2) 実現可能性（目標設定、事業スキーム等）

(3) 申請事業の実施方法（実施場所、実施体制）

(4) 申請事業完了後における事業展開の方法・スケジュール

事業開始及び完了予定日 年 月 日 ～ 年 月 日

(5) 申請者の経験、能力、資格、知的所有権の有無等

- * パンフレット、技術資料等の説明資料があれば添付してください。
- * 試作機械装置、試作品には、仕様書、図面を必ず添付してください。

Ⅲ 資金計画

1 申請事業の資金調達内訳

区 分	金 額 (千円)	備考 (調達先等)
1 自己資金		
2 借入金		
3 熊本市助成金		
4 その他		
合 計		

住 所
企業名
(団体名)
代表者

様

熊本市長

新製品・新技術研究開発事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度新製品・新技術研究開発事業助成金については、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱第12条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容
- 3 助成対象経費 円
- 4 助成金交付決定額 円
- 5 助成金は、事業完了後、実績報告に基づき確定された金額を請求により交付する。
請求の際には本書の写しを添付すること。
- 6 交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 助成事業に要する予算を変更し、又は助成事業の内容を変更しようとするときは、市長の承諾を受けなければならない。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承諾を受けなければならない。
 - (3) 助成事業が予定の期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 助成事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業完了実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 7 助成の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が助成を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は助成決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された助成金があるときは、その返還及び助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 8 前項に規定する請求に応じた助成金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の助成金等があるときは、当該他の助成金等の交付を一時停止することがある。
- 9 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 10 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

様式第4号 (第13条関係)

新製品・新技術研究開発事業助成金計画変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

印

年 月 日付け 発第 号で助成金交付決定通知のあった 年度事業については、
下記のとおり計画変更したので承認願います。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 計画変更の内容
- 4 計画変更の理由
- 5 添付書類
 - (1) 助成金の計画変更内容の基礎となる資料(事業計画書・事業収支予算書等)
 - (2) その他市長が必要と認める書類(交付決定通知書写等)

発第 号
年 月 日

住 所
企業名
(団体名)
代表者

様

熊本市長

新製品・新技術研究開発事業助成金交付取消・変更決定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度新製品・新技術研究開発事業助成金については、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱第14条第2項の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成事業の内容
- 3 助成対象経費 円
- 4 助成金交付変更決定額 円
- 5 取消・変更の理由
- 6 助成金は、事業完了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には本書の写しを添付するものとする。

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者 印

年 月 日付け 発第 号で助成金交付決定通知のあった 年度事業については事業が完了したので熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱第15条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金交付決定額 円
- 3 助成金交付確定予定額 円
- 4 添付資料
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) 事業収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

1. 事業実施報告書

助成事業の名称	
研究開発期間	開始： 年 月 日 終了： 年 月 日
実施場所	
(1) 事業内容の概要 (研究開発の目的・内容・方法等)	
(2) 実施事業の成果 (開発の経過、内容等について、図面、図表、写真等を含め、できる限り具体的かつ詳細に記入してください。)	

(3) 今後の展開（評価・課題、今後の展開方針、事業化の見込み等）

(4) 研究開発期間中に取得した工業所有権等の概要

2. 事業収支決算書

(1) 経費支出実績等

(単位：円)

対象経費支出実績額	助成金交付確定予定額 (A)	助成金受領額 (概算交付額) (B)	差 額 (A) - (B)

(2) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額 (円)	備考 (調達先等)
1 自己資金		
2 借入金		
3 熊本市助成金 (交付確定予定額)		
4 その他		
合 計		

発第 号
年 月 日

住 所
企業名
(団体名)
代表者

様

熊本市長

新製品・新技術研究開発事業助成金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金については、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱第16条の規定により確定したので下記のとおり通知します。

記

1 助成金交付確定額	円
・うち概算交付額	円
・差し引き残額	円

様式第8号 (第17条第4項関係)

新製品・新技術研究開発事業助成金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者 印

年 月 日付け 発第 号で通知のあった 年度事業に対する助成金について、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱第17条第4項の規定により、下記のとおり、概算交付を申請します。

記

- 1 助成事業の名称
- 2 助成金概算交付額 円
- 3 助成金交付決定額 円
- 4 概算交付申請理由

発第 号
年 月 日

住 所
企業名
(団体名)
代表者

様

熊本市長

新製品・新技術研究開発事業助成金概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度新製品・新技術研究開発事業に
対する助成金については、熊本市新製品・新技術研究開発事業助成金交付要綱第17条第5項の規定により下記の
とおり概算交付する。

記

- 1 助成金概算交付額 円
- 2 助成事業完了後、事業完了実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。